

## 司法書士，土地家屋調査士，弁護士の皆様へ 登記相談の取扱いについて（お願い）

当局では、不動産登記及び商業・法人登記に関する相談について、限られた人員の中で可能な限り効率的な登記事務処理を行うため、資格者の皆様からの相談につきましては、全庁統一して、次のとおり取り扱っていますので、御理解と御協力方お願いいたします。

### 記

- 1 資格者等の皆様の登記相談については、全て各会を通じて配布しております「**登記相談票**」を事前に提出してください。
- 2 「**登記相談票**」に、相談内容、貴職の見解及び根拠等を明記し、必要な資料を添付して提出してください。  
なお、登記相談票や資料等は、直接持参するか又はファクシミリ送信していただいで差し支えありません。担当者から問合せをさせていただく場合がありますので、連絡先及び担当者名を必ず記入してください。
- 3 「**登記相談票**」は、不動産登記の場合は、対象物件を管轄する法務局（支局・出張所）に、商業・法人登記の場合は、本局法人登記部門に提出してください。
- 4 「**登記相談票**」受領後、担当者から連絡し、相談内容、回答方法、来庁の要否等について確認いたします。  
なお、窓口での登記相談を希望される場合には、相談票に窓口相談を希望する旨明示してください。確認時に日時を調整させていただきます。
- 5 登記相談は、昼休み時間帯（12：00～13：00）以外の執務時間内にお受けします。
- 6 電話相談及び予約なしでの窓口相談は、お受けいたしかねます。
- 7 資格者として、御自身の責任で判断されるべき内容（補助者等の疑義を含む。）の照会については、お控え願います。

さいたま地方法務局